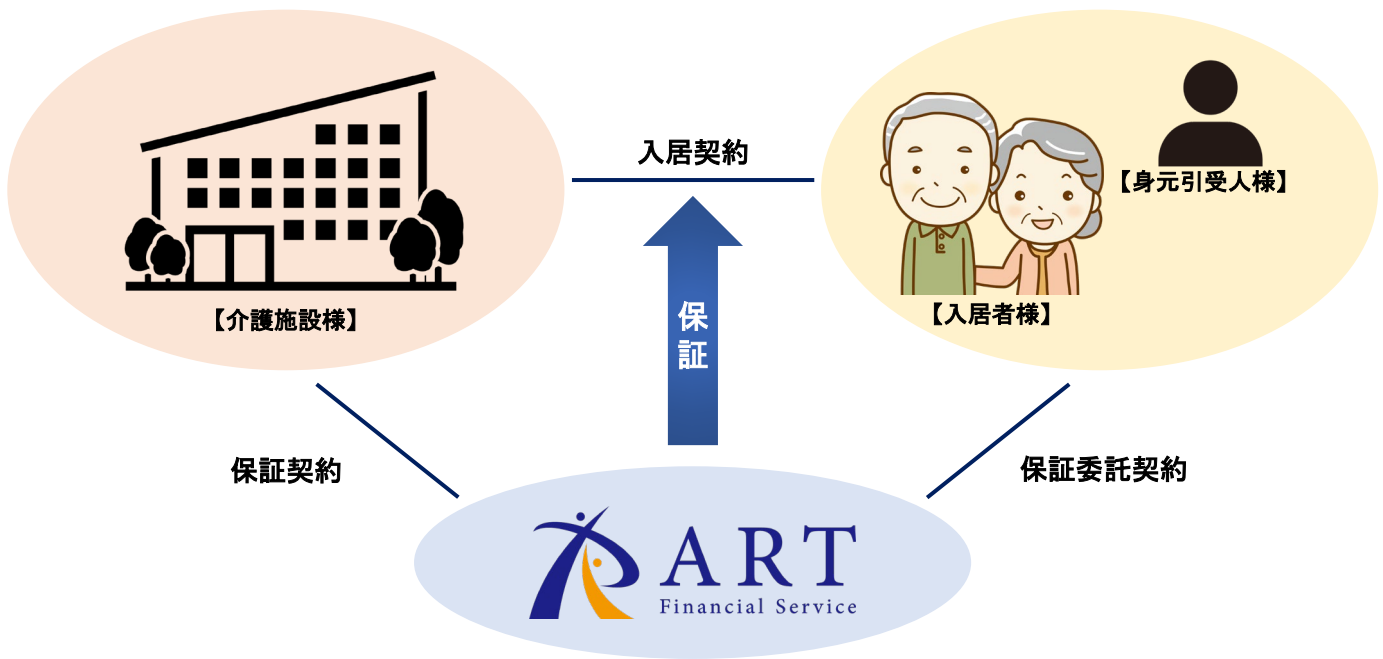


【居住系介護施設用】施設利用料保証サービス

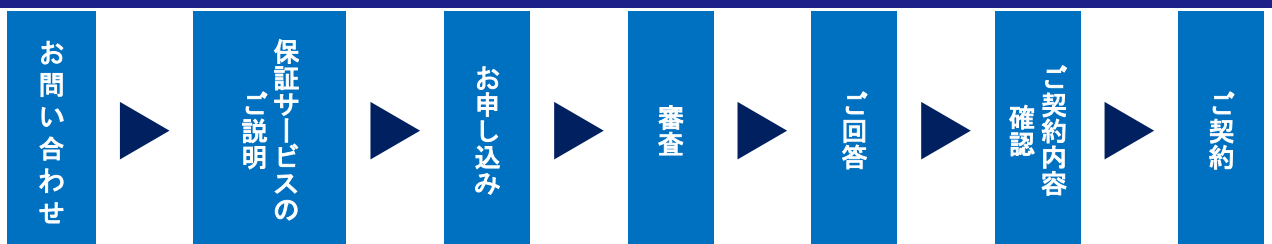
サービスの概略図



保証サービス概要

取り扱い対象施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 など居住系介護施設
保証限度額	金100万円、かつ賃料等の最大12ヶ月分を上限とします。
保証範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●介護施設入居契約に基づいて、毎月定期的に支払われる費用の滞納分 <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス利用料のうち法で定める自己負担分 ・家賃（居住費）及び管理費や共益費 ・その他サービスの利用料（食費・配給・家事代行等） ・水道光熱費 ・介護施設様が実施するサービスに対する利用料 ※入居している介護施設様への支払に限りです。 ※介護施設様が入居者様に変更して立て替えを行った費用は保証対象外です。 ※原状回復費は対象外です。 ●入居契約の解除後、明け渡しまでの上記同等額 ●訴訟等法的手続き費用（弁護士費用・強制執行費用等含む）
代位弁済	滞納発生後、15日以内にご報告。翌月末日にお支払い。
保証期間	保証開始日より1年間、以降1年毎の自動更新
その他	本保証サービスは原則として、介護施設様へ入居される方と身元引受人様（ご家族様）が共に契約者となります。入居される方が単身の場合は、成年後見人制度や身元引受人代行サービスなどをご利用頂く必要がございます。

ご利用の流れ



【居住系介護施設用】施設利用料保証サービス

お申込み時必要書類（審査書類）

介護施設へ入居予定の方	<ul style="list-style-type: none"> ●保証委託申込書 <p><介護施設様へ入居される方></p> <ul style="list-style-type: none"> ●身分証明書の写し(マイナンバーカード、または介護保険被保険者証、住民票、健康保険証のいずれか2点) ●課税証明書 <p>※下記に該当する場合は指定の書類※</p> <p>[年金受給者] 公的年金等の源泉徴収票、年金額決定(改定)通知書、年金振込通知書のいずれか1点 [生活保護受給者] 保護決定通知書もしくは受給証明書(受給額が確認できるもの) [成年被後見人] 登記事項証明書(成年後見登記)</p> <p><介護施設様へ入居する方のご家族様(身元引受人)></p> <ul style="list-style-type: none"> ●身分証明書の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートのいずれか1点、又は住民票と健康保険証の2点) ●課税証明書 <p>※追加資料をご提出頂く場合がございます。 ※審査結果により、連帯保証人様をお付け頂く場合や、保証をお引き受け出来ない場合がございます。</p>
介護施設の方	<ul style="list-style-type: none"> ●会社概要記入書 ●会社概要(ホームページ等で代用可) ●直近決算申告書類一式:3期分 ●進行期の試算表(直近の決算月より6ヶ月以上経過している場合) ●代表者様の身分証明書写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード) ●対象施設の入居契約書の写し(サンプルとして) <p>※本保証サービスを初めてご利用になる場合に必要です。</p>

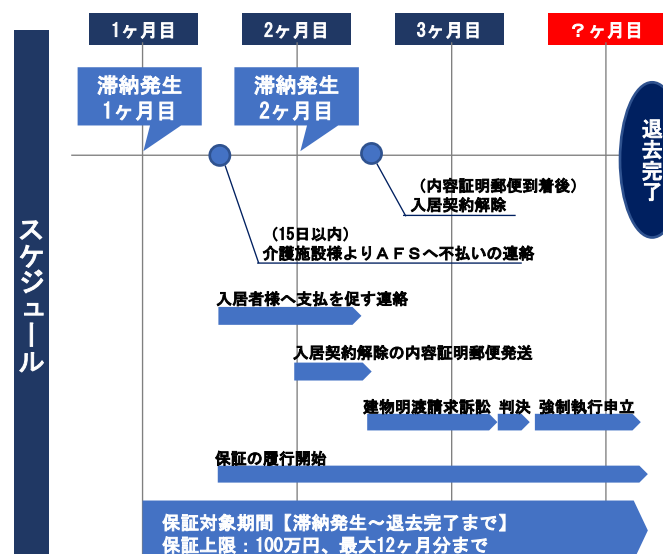
ご契約時必要書類

ご契約者様(原則、入居者様と身元引受人様) <ul style="list-style-type: none"> ●印鑑証明書原本(発行より3ヶ月以内) ●ご実印 ●口座振替用紙 	介護施設運営者の方 <ul style="list-style-type: none"> ●履歴事項全部証明書原本(発行より3ヶ月以内) ●印鑑証明書原本(発行より3ヶ月以内) ●ご実印
--	--

保証委託料

年間保証委託料: 25,000円 ※入居者様のご負担です。 (ご契約者様に支払能力がない場合など、審査の結果により変動する場合がございます。詳細については、お問合せ下さい。)
【お支払い方法】 ○初年度: ご契約時に入居される介護施設様へお支払い下さい。弊社から介護施設様へご請求書を発行させていただきます。 ○次年度以降: 口座振替にて、弊社から直接ご請求させていただきます。

滞納が発生した場合



なにかしらの理由によって、入居者様が月々の利用料を介護施設様へお支払い出来ない場合、入居者様に代わり、アート・フィナンシャルサービスがお支払いを致します。弊社で立て替えた料金については、後日入居者様へご請求させていただきます。(既にご入居中の方でも、お使いいただくことが可能です)

※以下の場合、免責とさせていただきますのでご注意ください。

- ・介護施設様が所定の滞納連絡を怠った場合。
- ・滞納による入居契約解除の要請に介護施設様が応じない場合。
- ・保証引受の可否の判断に影響を与える事実と虚偽があった場合。
- ・入居者様や介護施設様の手続き不備等により滞納が発生した場合。

※本サービスのご利用にあたりましては、本書のほか「個人情報の取り扱いに関する条項」「重要事項説明書」「アート・フィナンシャルサービス保証委託契約条項」「アート・フィナンシャルサービス施設利用料保証契約条項」を必ずご確認ください。

